

仕 様 書

1. 目的 総合運動公園・アルパス（トレーニングセンター、テニスコート）に設置されている照明器具は一部を除き、建築時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。また、この間、行政運営における環境負荷の低減の必要性や電気料金の値上げによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で広く導入されている、省エネルギー・長寿命のLED照明器具へ更新するもの。

2. 件名 総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借

3. 契約期間 契約締結日から令和18年3月31日
（支払期間）設置完了から10年間（120カ月）

4. 履行場所

No.	対象施設	住所
1	総合運動公園・アルパス	秋田県鹿角市花輪字百合沢 81-1

5. 賃貸借物件 LED照明設備一式 （別紙）LED照明器具仕様一覧参照

6. 設置場所 各施設の平面図による（スポーツ振興課で閲覧できます）

7. 設置期限 令和8年3月31日

8. LED照明設備仕様

- (1) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品であること。
- (2) 光源（LED）寿命 40,000 時間以上の製品であること。
- (3) 照明器具は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、販売実績及び秋田県内の地方自治体において同種の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (4) 照明器具のメーカーは一般社団法人公共建築協会に登録されていること。
- (5) 対象施設の照明は、昼白色系（色温度 5,000K）を基本とする。
- (6) LED 照明は、ISO9001・ISO14001 認証を取得している製造工場生産されていること。
- (7) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (8) 本事業は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材によるCO2 排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること。

9. 工事仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、従業員・利用者等の安全対策については当市の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは当市に引き渡すものとし、その条件等については、別途、当市と協議すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 提出書類
 - ① 工事完了届
 - ② 工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
 - ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

10. 維持管理

- (1) 市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
- (2) 照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
- (3) 市からの連絡受付体制を整備するものとし、市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は3日以内（土日祝日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- (4) 費用負担について
 - ① 事業者が費用負担する場合
 - ・本設備の製品として不具合による故障
 - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ・火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
 - ② 当市が費用負担する場合
 - ・対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害
 - ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害
 - ③ 上記①及び②以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する。
- (5) 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

1 1. 所有権帰属

リース契約終了後、本設備の所有権は事業者から市に無償移転する。

1 2. 保証期間

保証期間は、賃貸借契約開始から10年間とする。